

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

安芸市長 横山 幾夫



1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託

(2) 業務の目的

ごみ収集運搬並びに安芸市一般廃棄物最終処分場（水処理施設を除く）及び計量棟の円滑な業務の実施

(3) 業務の内容

1. ごみ収集運搬業務（市内集積所約500箇所）
2. 最終処分場での中間処理等業務
3. 計量棟事務

(4) 委託期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

3 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル実施要領」を確認の上、参加申込書（別紙様式1）にて申し込みすること。

(1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限：令和6年10月22日（火）17時まで（必着）

(3) 提出書類：

① 参加申込書（別紙様式1）

② 会社概要（別紙様式2）

③ 実績調書（別紙様式3-1、3-2）

④ 団体の経営状況を証明する書類（直近2か年の財務諸表）

貸借対照表・損益計算書（又は収支計算書）・財産目録・事業報告書（任意の様式）

(4) 提出先：〒784-8501 高知県安芸市土居82-1

安芸市役所 環境課 環境整備係（担当：小松）

5 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

6 審査方法

別途定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

7 日程

(1) 募集開始	令和6年10月8日（火）
(2) 質疑締切	令和6年10月15日（火）17時まで
(3) 参加申込書提出締切	令和6年10月22日（火）17時まで
(4) 企画提案書提出締切	令和6年11月8日（金）17時まで
(5) 審査委員会（プレゼンテーション）	令和6年11月20日（水）（予定）
(6) 審査結果通知	令和6年11月27日（水）（予定）

8 その他留意事項

詳細は、安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル実施要領、仕様書等による。